

(仮称)寒川町暴力団排除条例の概要

1 条例制定の背景

近年、暴力団は、従来からの民事介入暴力、行政対象暴力等に加え、組織実態を隠し合法的な企業活動を装うなどして、資金源を多様化させつつ、凶悪な組織犯罪に深くかかわるなど社会に脅威を与え続けています。

神奈川県内においても、暴力団員らによる拳銃を使用した凶悪な事件や多種多様な手段を講じて多額な資金を獲得する犯罪などが後をたたず、これらが住民生活に身近な場所で発生しています。

そのような情勢を背景として、神奈川県では、神奈川県暴力団排除条例が平成23年4月1日から施行されました。この条例は、基本理念や少年の健全な育成を図るための措置、利益供与の禁止などを定めることにより、暴力団排除を推進し、安全で安心して暮らすことができる社会の実現のため制定されました。

しかし、県条例の規定は県民、県内の事業者等に等しく適用されますが、独立した対等の自治体である各市町村の事務（契約、指定管理者、補助金、交付金など）に関して、県条例では規定することができません。

そのため、町の事務事業等に暴力団が介入し資金源とされないために、また、県条例と連携し、暴力団排除を推進するために、当町においても暴力団排除の根拠となる条例の制定が必要と考えられます。

2 条例制定の目的

この条例は、暴力団の排除について基本理念を定め、町の責務及び町民の役割を明らかにするとともに、暴力団排除を推進するために必要な事項を定めることにより、暴力団排除に関する施策の推進を図り、安全で安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的とします。

3 条例の概要

(1) 条例の基本理念

暴力団排除は、暴力団が事業活動又は町民の生活に不当な影響を生じさせる存在であるという認識の下に、暴力団を恐れないこと、暴力団に協力しないこと及び暴力団を利用しないことを旨として、町、他の地方公共団体、事業者及び町民が相互に連携し、協力して暴力団排除を推進します。

(2) 町の責務

町は、基本理念にのっとり、暴力団排除に関する施策を策定し、実施します。

(3) 町民の役割

町民は、基本理念にのっとり、暴力団排除に積極的な役割を果たすよう努めます。

(4) 職員等への不当な要求に対する措置

職員等は、暴力団員等による不当な要求に対して、「寒川町不当要求行為等対策要綱」に従い適切に対応します。また町は、町の施設を管理する指定管理者が不当な要求に適切に対応するために必要な措置を講じます。

(5) 町の契約事務における暴力団排除

町は、町の契約事務等から、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものの介入を排除するための措置を講じます。

(6) 給付金の交付における暴力団排除

町は、補助金、交付金などを交付する事業の実施により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう必要な措置を講じます。

(7) 公の施設における暴力団排除

町は、町の設置する公の施設の管理を、暴力団又は暴力団経営支配法人等に行わせてはならないものとします。また、町は、公共施設が暴力団の活動に利用されることにより暴力団に利益をもたらすことがないよう、必要な措置を講じます。

(8) 町民に対する支援

町は、町民が暴力団排除に積極的な役割を果たすことができるよう、情報の提供その他の必要な支援を行います。

(9) 広報及び啓発

町は、町民及び事業者の暴力団排除に関する理解を深めるため、広報及び啓発を行います。

(1 0) 委任

この条例の施行に関し、必要な事項は、町長が別に定めます。

4 条例制定のスケジュール(予定)

平成23年 7月11日(月)～8月9日 (火)	パブリックコメントの実施
平成23年8月下旬	条例案の作成(パブリックコメントの結果をもとに作成)
平成23年9月	条例案を議会へ提出

神奈川県暴力団排除条例の内容については、別添チラシをご参照ください。
また、県警ホームページ (<http://www.police.pref.kanagawa.jp/index.htm>)
でも詳しい内容をご覧いただけます。

各用語の定義

- ・暴力団 = その団体の構成員が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(暴力団対策法)に規定する暴力団と同じ)
- ・暴力団員 = 暴力団の構成員
- ・暴力団員等 = 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ・暴力団経営支配法人等 = 法人でその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者